

京都さつき法律事務所報 第21号 2013(平成25)年1月1日発行

発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入る榎木町95番1 延寿堂ビル2階

TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp HP: http://kyotosatsuki.xtr.jp/

編集責任者 山下信子

2013新年号

2013年がみなさまにとって良い年になりますように。
今年もよろしくお祈りします。



2013年正月 京都さつき法律事務所一同

家事事件が変わります

弁護士 山下信子

離婚調停や遺産分割調停・審判などについての、家庭裁判所の手続が、この1月から変わります。根本的といってよいくらい変わります。

家裁の手続については、戦後67年間基本的な改正はなかったのですが、家事事件手続法という法律が成立、1月から施行されるのです。

改正は多義にわたりますが、大きく言って、ひとつは、家裁の手続にも、書面の送付や証拠調べの申立権など、地裁事件と同じような当事者の手続保障がなされたことです。もうひとつは、子どもが自分の代理人を選任できるようになることです。離婚事件で夫と妻が、子どもの親権を争っている場合などに、子ども自身が自分の手続代理人を選任して(裁判所が選任する

場合もある)、意見を表明することができるのです。子どもの権利条約では、子どもの意見表明権が保障されていますが、これを具体化したものと言ってよいです。

家裁実務では、すでに、改正を踏まえた手続が試行されていますが、当事務所も、改正法を踏まえた実践、事件追行をしていきたいと思えます。

大杉谷行

前号のさつきニュースで、上醍醐寺ハイクを紹介したところ、ときどき「山下先生、最近はどこ行きました？」と声をかけていただきました。

夏以降に出かけたのは、木曾駒ヶ岳、近江蒲生の里の雪野山、私市(きさいち)、滋賀県日野町の綿向山(わたむきやま)。そし

て、最後が11月、大杉谷から大台ヶ原へのトレッキングでした。

大杉谷は、吉野熊野国立公園内にある日本三大渓谷のひとつで、近畿の秘境と呼ばれています。一本だけある登山道は、断崖絶壁上の狭い道で、毎年滑落事故で命を落とす人がいます。当日乗った登山バスにも、「本



年4件の滑落事故が発生しています。」と警告のポスターが貼ってありました。実は私は高校生とき、夏休みの家族登山で大台ヶ原から大杉谷に降りるルートを歩いたので、そのハードさは強く印象していました。最近大杉谷に行った方からも、「無事の生還を祈ってます」などと脅かされたため、ロッジ（烏丸御池にある登山用具店）に何度も出かけて装備を万全にしたつもり、大文字山での足慣らしにも参加して行く気漫々でした。

ところが当日の天気予報は大雨予測。登山バスに乗った後も降りしきる雨。まさか本当に登らないよね、引き返して松坂牛を食べて帰るよね、と思っていたら、リーダーは決行を宣言。みな黙々と雨装備をつけ、ずぶぬれのトレッキングが始まったのでした。

土砂降りの雨だけでなく、風が吹くと頭上の木から雨水がド

サッと落ちてきます。川は増水し幅も広がっているため、靴を濡らさずには川を渡れない。岸壁にアンカーで打ち込まれた太い鎖を頼りに歩くも手が滑る。「手袋はとって。鎖は素手で掴んで下さい」とリーダーの声が飛ぶ。というようなわけで、緊張と集中の連続です。原生林の紅葉にも、日本の滝百選の大瀑布にも、感動する余裕はないのでした。さすがに、山小屋（桃の木山荘）に辿りつくまで、我々8名のほか誰ひとり出会わず、出会ったのは、直径2cm弱、長さ30cmはありそうな大ミミズばかりでした。

ようやく山小屋に着くも（山小屋も我々だけ）、山火事防止のため、乾燥室も暖房もなく、着替えを濡らした人が泣いています。でも、お風呂に入り、ビールで乾杯するとすぐに元気を取り戻すところは、さすが、つわもの揃いなのでした。



こんな所でした。この後ろ姿は山下ではありません。

そして翌日、天気は快晴も、乾いていない衣類でリュックが重く、疲れのため判断力が鈍っているのかテープを見逃して道に迷う。時間を食い、最終のバスに間に合わない不安が襲います。お弁当を食べる時間もなく、標高差1200m、14kmを、速歩も混じえて歩きよじ登り、ぎりぎりバスに間に合ったのでした。本当によく無事に帰れたものです。でも素晴らしかった。もう一度行きたいな…

京都弁護士会 「憲法と人権を考える集い」

弁護士 森田基彦

さる、11月18日、京都弁護士会主催の市民シンポジウム「憲法と人権を考える集い」が開催されました。「憲法と人権を考える集い」は、京都弁護士会の主催行事としては最大級のもので、今年で、42回を数えます。今回は、「無縁社会を考える？ 孤立死ゼロへ？」という地味なテーマであったにもかかわらず、会場の京都産業会館シルクホールには、約730名の市

民が参加されました。

私は、パネルディスカッションのコーディネーターとして、湯浅誠さん（NPO法人もやい事務局長 日雇派遣村村長）、板垣淑子さん（NHKスペシャル「無縁社会」のディレクター）、吉田太一さん（遺品整理専門会社キーパーズ 映画「アントキノイノチ」のモデル）、橋木俊詔先生（同志社大学特別客員教授）ら、そうそうたるパネリストの

お話を伺う機会に恵まれました。

これまで、弁護士会は、クレサラ相談等を通じて、貧困問題にとりくんできましたが、孤立死・無縁社会の問題は、必ずしも、経済的な事情のみで生じるものではありません。

湯浅誠さんは、基調講演の中で、孤立死・無縁社会の問題を、「人間関係の貧困も「貧困」である。「貧乏」プラス「孤立」が「貧困」なんだ。」と表現されました。そして、孤立を防ぐためには、地域や社会の中で、私たち一人一人が、人と人とのつながりを作っていくことが必要であるとのことでした。

今後、高齢化社会が進展する

中で、個人一人一人が、豊かな人生を過ごすための大きなヒントを得ることができたシンポジウムでした。

さて、私こと、本年12月26日をもって、思い出多い京都さつ

き法律事務所を、退所する運びとなりました。平成22年1月以来、3年間大過なく勤めることができましたのは、ひとえに皆様の暖かいご教導の賜物と深く感謝しております。

新年からは、竹屋町法律事務所勤務する予定になっております。

今後とも変わらぬご芳情を賜りますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

裁判官は「遠山の金さん」ではない

弁護士 本條裕子

みなさんは、裁判官に対してどんなイメージを持たれているでしょうか。弁護士として実感することは、「裁判官は『遠山の金さん』ではない。」ということ。遠山の金さんのお裁きでは、現代でいうところの裁判官である金さんは、町人に扮して町をぶらぶらしているため、事件の内容を「すべてお見通し」です。しかし、現実の裁判官はそんな事はしませんので、当然問題になっている事件の内容を最初は全く知らないのです。そのため、「裁判官はわかってくれるだろう。」と思って何も主張せずにいれば、裁判では負けてしまいます。何も知らない状態の裁判官に対して、「いや、この事件はこういうことだね。こういうところを見ていただきたいんですよ。」と説明するのが私の仕事であると思っています。

裁判官に事案をわかるよう説明するためには、まずは代理人である私が事案の内容を把握していなければなりません。そこで、打合せでは、事案の内容を把握するために、いつ、どこで、誰が、何をしたのか、などをしつ

かりと聞いておく必要があります。また、医療訴訟や建築紛争など、いわゆる専門訴訟と言われる分野では、単に依頼者から事実を聞くだけではなく、専門的な知識も勉強しなければなりません。例えば、建物の修理工費用相当額の損害賠償を請求する場合には、本来、建物の当該部分の構造はこうなっているべきであるが、本件建物ではこうなっている、それがどのくらい杜撰な工事で、どのくらい居住者にとって危険であるか、を勉強し、理解した上で、裁判官に説明を行うのです。

また、裁判官に単に事案の内容を伝えるだけでなく、こちらの言い分を説得的に伝えなければなりません。そのためには、具体的なエピソードがある方がよいのです。例えば、慰謝料を請求する場合、「被告の行動により、精神的苦痛を被った。」と言うだけならば簡単ですが、それだけでは全く説得力がありません。どのようなことをされて、それによってどれだけ苦しい・悲しい思いをしたか、ということが現れていなければ、裁



判官にこちらの苦しみを理解してもらうことはできませんし、裁判官が理解してくれていなければ、当然慰謝料の金額は低廉にとどまるでしょう。そんな訳で、打合せの際に、「具体的にはどういうことですか?」、「具体的なエピソードとして、どういうものがありますか?」、「そのときはどう思われたのですか?」としつこく尋ねているのです。

特に、苦しかったことや辛い体験を思い出し、詳細に話していただくことは、依頼者に辛いことを強いているのかもしれない。しかし、体験した方にしか出ない言葉やエピソードがあるのです。それこそが、裁判官に伝えなければならない重要な事実であり、そこを上手く伝える手助けをするのが、私達弁護士の仕事なのです。

裁判官に対して説明・説得するために、一緒に頑張りましょう。

菅佐知子事務員の



美しい人

映画、このところほとんど観ていません。先日お気に入りの衛星チャンネルが有料化になってしまい、映画観ない状況に一層拍車がかかっております。そろそろタイトル変更を山下に申し出ようと思っている、菅です。

今回は冒頭に衛星チャンネルで放映されており、久しぶりに観た「美しい人」をご紹介しますと思います。

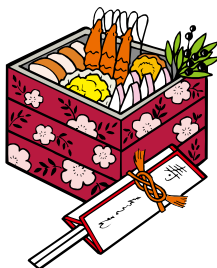
原題は“Nine Lives”でしたでしょうか。“9つの生命”“9つの生き方”という意味合い通り、ある女性の人生の、ある瞬間が、監督のある視点で切り取られています。刑務所に服役中の母親、昔の恋人に再会して心揺れる人妻、父との愛憎に引き裂かれる娘……人種も階層も異なる女性たちの9つの物語です。そのエッセンスは、各和のタイトルに凝縮されています。



私が初めて見たのは確か大学生の頃のように記憶していますが、どの物語の痛みや迷いにも思いを重ねたような気がします。先日久々に見たときも同様でした。それは、年代も環境も違う女性の人生を断片的に描きながらも、女優陣の演技が素晴らしいこと、ワンシーン・ワンカットで撮られていること、が大きいのかなあと思いました。

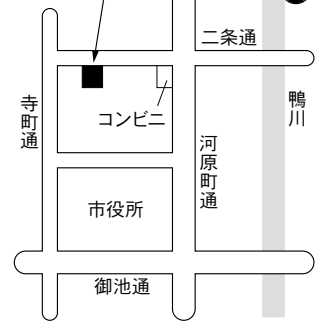
ちなみに物語は、その1つ1つが9、10分から14分で構成されており、起承転結をつけた1話完結のまとまったものではありませんし、決して明るいお話ではないのですが、それぞれに希望の光を感じられるのもまた美しく、そしてステキだなあ～と感じました。

旧年中もたいへんお世話になりました。新しい1年が皆さまにとってすばらしい1年でありますように。どうぞよろしくお願いいたします。



事務所へのアクセス

京都さつき法律事務所
(延寿堂ビル2階)



河原町通二条の交差点を西へ入り、少し行った南側、漢方薬局「延寿堂ビル」の2階です。

交通機関は、地下鉄東西線又はバス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いて10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、付近の駐車場をご利用ください。

〒604-0931

京都市中京区河原町二条西入る
榎木町95番1 延寿堂ビル2階

京都さつき法律事務所

電話 075-257-3361

FAX 075-257-3371

編集後記

中小企業円滑化法が2013年3月末に期限を迎えますが、金融機関が貸付条件の変更や円滑な資金供給に努めるべきことは4月以降も変わりません。ご注意ください！ 厳しい経済状況が続きますが、2013年が皆さまにとって良き1年になりますように！ さつき事務所も、皆さまの事業と仕事と大切な人を守るために頑張ります。さつき事務所は12月29日から1月6日までお休みをいただきます。

